

第 1 4 回 京都市人権文化推進懇話会

日 時 平成 2 5 年 3 月 2 5 日 (月)

午後 1 時30分～午後3時40分

場 所 京都市消費生活総合センター 研修室

○吉川部長

時間になりました。安藤座長はちょっと遅れておられますが、今から開会させていただきます。

それでは、ただいまから第14回人権文化推進懇話会を開催させていただきます。本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして本当にありがとうございます。

司会進行を務めさせていただきます文化市民局の市民生活部長の吉川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、京都市を代表いたしまして、西出文化市民局長から御挨拶を申し上げます。

1 挨拶

○西出局長

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中を、第14回目となります人権文化推進懇話会に御出席をいただきまして本当にありがとうございます。先生方には本市の人権行政の推進をはじめ、何かと市政の推進全般にわたりまして、御理解御協力賜っておりますことを、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

人権問題という点で、昨今の状況を見ておりますと、やはり大きなテーマが2つあったように感じます。1つは、いじめの問題が天津の中学校での自殺ということを契機に全国的にクローズアップされました。それから、もう一点は体罰ということで、大阪の高校での体罰を起因とした、これもまた死亡に結びつくという、いじめにしても体罰にしても、別に今始まった新しい話題ではないわけでございますけれども、それがまた死亡というような非常に悲惨な状況にまで結びついたということで、全国的にクローズアップされたということだというふうに思いますし、また体罰については柔道のオリンピックの女子チームなんかなにも言えることで、改めて人権問題としての捉え直す必要があるというふうに思っております。

で、今回は、2つのテーマで御審議をお願いしたいというふうに思います。1つは25年度の人権文化推進計画の実施計画を御確認いただくということでございます。今回の計画の中でも、今申し上げた2点を中心に少し書き加えたところでございます。

もう一点は、人権問題に関する市民意識調査の実施についてということで、これも今の計画をまた近々見直す必要がございます。その辺の基礎データ、それから、これまでからの経年の状況も把握する上で、今年度について市民意識調査を実施したいというふうに考えておまして、そのテーマの設定の仕方等について、御意見、お知恵を貸していただければというふうに思っております。限られた時間ではございますけれども、忌憚のない御意見をどんどん出していただいて、実りのある会とさせていただきたいというふうに思いますので、本日もどうぞよろしくお願い致します。失礼いたします。

○吉川部長

どうもありがとうございました。それでは、以下の議事進行につきましては、坂元副座長をお願いを申し上げたいというふうに思います。坂元先生、どうぞよろしく願いいたします。

○坂元副座長

それでは、安藤先生が多少遅れておられますので、その間、私のほうで座長を務めさせていただきます。それでは、最初に事務局のほうから、資料の確認と議題についての説明をお願いいたします。

○古川部長

それでは資料の確認をさせていただきます。まずは、議題（１）の資料として、資料１の「京都市人権文化推進計画 平成２５年度事業計画」の冊子がございます。

次に、議題（２）の資料として、資料２－１「人権に関する市民意識調査の実施について（案）」。

次に、資料２－２「平成１７年度に実施した「人権に関する市民意識調査」について」という１枚ものの資料。

次に、資料２－３「人権に関する市民意識調査項目 比較表」というＡ３の資料がございます。資料につきましては以上でございます。もしお手元に届いておりませんものがございましたら、事務局までお申し出をお願いいたします。

それでは議題の説明に移らせていただきます。まず議題（１）につきましては、「京都市人権文化推進計画 平成２５年度事業計画」についての御報告でございます。この事業計画につきましては、平成１７年３月に策定し、平成２２年３月に改訂いたしました、人権文化推進計画の第４章「計画の推進」において毎年度具体的な事業計画書を作成し、施策の実施状況の点検を行うと定めていることから、平成１８年度以降、毎年度作成し、この懇話会において御報告し、委員の皆様から御助言、御意見等をいただいております。本日は平成２５年度の事業計画につきまして御報告いたします。なお、平成２４年度の事業実績につきましては、年度が変わりましてから開催いたします次回の懇話会において御報告をさせていただきます。

次に議題（２）、「京都市人権に関する市民意識調査の実施について」でございます。皆様御承知のとおり、現行の京都市人権文化推進計画の計画期間は平成２６年度末までであり、次期計画の策定に向けて、平成２５年度、２６年度に取り組む予定をしておりますが、次期計画策定の資料とするため、平成２５年度に人権に関する市民意識調査を実施し、市民の人権に関する考えや意識、関心、施策に対するニーズ、人権相談の現状などを把握したいと考えております。本日は市民意識調査の概要やスケジュール、主な調査項目案について、御説明をさせていただき、御意見を頂戴したいと考えております。資料の確認と議題の説明は以上でございます。

２ 議題

○坂元副座長

ありがとうございました。それでは、お手元の議事次第に沿いまして、引き続き議事に入りたいと思います。まず、議題（１）につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○島崎課長（人権文化）

人権文化推進課長の島崎と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、資料の１のほうを御覧いただきたいと思います。かなりボリュームがございますので、説明の時間を少々いただくのと、ちょっと内容が雑駁になるかもしれませんが、御容赦をいただきたいと思います。

京都市人権文化推進計画の平成25年度の事業計画につきましては、17年３月に策定をいたしました人権文化推進計画に基づき、毎年各局各区で実施を予定しております取組についてとりまとめたものでございます。この事業計画は重要課題別の取組と、各局別の取組で構成しております。重要課題別の取組につきましては、計画の方で掲げております人権上の重要な課題、「女性」、「子ども」、「高齢者」等、９つの重要課題に関しまして、現状と課題、そして平成25年度における主な取組を記載しております。「各局区別の取組」につきましては、人権文化推進計画やあるいは各局区の方でつくっております、分野別の計画に基づく、人権文化の構築に係る事業につきまして、次段に新規事業等々、詳しく記載をさせていただいております。

お手元の資料の２枚をめくっていただきまして、右側のページを御覧いただきたいと思います。事業数でございますが、平成25年度の計画しております事業数は467件の継続事業、９件の改善事業、７件の新規事業を合計しまして、483件の事業に取り組むこととしております。

次に平成25年度に新たに実施する事業は７事業でございますが、その概要を御説明させていただきます。

まず、２－７ページを御覧ください。各局別の取組、「文化市民局」の１番でございます。本市におきましては、平成23年３月に策定をいたしました「DV対策基本計画」に基づき取組を進めておりますが、平成25年度は男性被害者や加害者の相談の受け皿として、男性のカウンセラーによります、DVに悩む男性のための電話相談専用窓口を新たに設置し、男性のためのDV相談を充実させてまいります。

次に、同じくその下の、教職員対象のDV予防講座でございますが、これはDVの予防啓発を図るため、幼稚園、保育所から大学まで、広く教育関係者に対しまして、DVに関する専門的な内容の講義、あるいは教育現場での相談事例等について、検討や対応方法の助言を行う連続講座を実施してまいります。

次に、その下の「エイズ文化フォーラムin京都」の共催でございます。これは保健福祉局の方と共催になっておりまして、保健福祉局は２－17ページに記載をしております。HIV、エイズに取り組む団体、あるいは個人の発表、交流の場として、また多くの市民、

特に若者に対します啓発の場として、ファールームを開催いたすものでございます。また臨時のH I V検査なども実施をまいります。

4つ目でございます。2－17ページを御覧ください。「ほほえみ交流活動支援事業」でございます。「保健福祉局」の1番でございます。これは障害のある人もない人も交流ができる機会を創出するために、将来は車椅子などの障害体験講習会等々の福祉教育、それと啓発事業を学校等々、共同で実施する障害者の団体に対しまして、開催経費の助成や側面的な支援を行うものでございます。また特に先駆的な取組に対しましては、その活動をホームページで紹介することなどによりまして、事業効果の波及を促進する仕組みなども導入をまいります。

次に5つ目でございますが、その下の、「地域で築きつなぎ支える総合支援事業」でございます。これは認知症の早期発見、相談、診断を連続した支援に対応するために、まず認知症の症状の程度を御自分で診断できる相談ツールや、あるいは高齢者をサポートするための認知症相談、支援マニュアルなどを作成をまいります。また地域での認知症の方々に対するネットワークを構築するためのモデル事業の実施や、若年性の認知症に対する支援、認知症に関する知識や正しい理解のさらなる普及のために、認知症の支援施策を総合的に推進をまいります。

その他、地域総合情報誌への人権啓発記事の掲載や、庁内誌への啓発、標語の掲載などにも取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

次に改善充実する事業といたしまして9つの事業がございますが、主だったものを御紹介させていただきます。まず、2－6ページを御覧いただきたいと思ひます。「G K P キャリアガイダンス&ジョブフェア」でございますが、「総合企画局」の18番でございます。これは日本での就職を目指される留学生に対する支援を目的としておりまして、O BやO Gを対象とするミーティング等、定期的を実施してまいるとともに、Web上で企業と留学生が恒常的に情報が交換できる場などを設けてまいります。

2つ目に、D V被害者支援のインストラクター活用事業でございますが、2－8ページを御覧いただきたいと思ひます。「文化市民局」の11番でございます。これはD V被害者に対する支援インストラクターの自主的な支援活動をより一層促進させるために、平成23年度と24年度に講座を設けて育成をいたしましたインストラクターが、相談機関等と連携をして、D Vの被害防止に対するグループカウンセリング等を実施する、そういった活動も支援を行ってまいるといふものでございます。

「改善充実事業」の3番目でございますが、2－20ページを御覧いただきたいと思ひます。「保健福祉局」の33番と34番でございます。まず、33番につきましては、これまで母子家庭の児童とその母親及び父母のいない児童に対してのみ医療保健の自己負担額の相当額を支給してまいりましたが、父子家庭においてもその必要性は変わらないということ踏まえまして、平成25年8月からの開始を目途に、父子家庭の児童とその父親に対しても医療費支給を開始するものでございます。その下の34番でございますが、これは、これま

で3歳から小学校6年生までの1医療機関1カ月当たり、自己負担額の合計額が3000円を超えた場合は京都市で申請を受けて、後で払い戻す制度を持っておりましたが、こういう償還払いという払い方から、窓口で自己負担額が同じ1カ月3000円までで済む現物給付のやり方に訂正するというごさいます。

4つ目に児童相談所の体制強化でございすが、2－23ページをお開きください。「保健福祉局」の60番でございす。近年増加し続けております児童虐待に係る相談通告に対して、迅速かつ適切に対応を行うために、平成24年4月に第2児童相談所を開設いたしたところでございますが、平成25年度には定期的にその業務を点検評価するためのシステムを構築してまいります。また、一時的な保護期間が長期化する中での、児童の学習保障のために、一時保護所における学習指導の取組なども充実をいたしてまいります。

その次に2-76ページを御覧ください。「教育委員会」の21番でございす。「心の居場所づくり推進事業」といたしまして、不登校やいじめ、あるいは少年非行の低年齢化といった、今日的な教育課題の予防、あるいは早期の対応の取組をさらに充実していくために、スクールカウンセラーとソーシャルワーカーの配置を拡充いたします。スクールカウンセラーにつきましては、平成24年度までに全京都の市立の中高、それと総合支援学校への配置を完了しておりますが、平成27年度に小学校を含めた全校配置に向けまして、平成25年度には小学校への配置を95校に拡充してまいります。

それと、改善充実事業ではございせんが、平成27年4月からの次期計画の策定に向けまして、平成25年秋ごろに人権に関する市民意識調査を実施してまいりたいと思ひます。こちらの内容につきましては、本日の議題（2）の方で御説明させていただきます。

それでは、続きまして平成25年度の重要課題別の取組について御説明をさせていただきます。重要課題別の取組につきましては資料1－1ページから掲載しておりますが、新たに顕在化してまいりました人権課題等を含めまして、昨今の人権問題を取り巻く状況を踏まえ、現状、課題の認識の部分で加筆、修正しております部分については下線を引かせていただいておりますのと、新たにそれを踏まえて、これまでからやってまいりました取組、あるいは今後強化が必要と考えております取組の部分についても、下線を引かせていただいております。

まず資料1－1ページを御覧ください。各重要課題に共通する事項として全般的な取組を上げております。主には市民や企業に対する啓発活動でございすが、「あい・ゆーK y o t o」「B a s i c」といった人権情報誌の発行、さらには市民や企業が自主的に行われる啓発研修等の活動へのビデオ、パネル等の貸し出しを行います人権啓発サポート制度、それとこの人権文化推進計画に基づき実施した取組を紹介する人権レポート等の発行を今後とも引き続き実施してまいるとともに、1－3ページで下線を引かせていただいておりますけども、交通バリアフリーやユニバーサルデザインについても積極的に推進していくこととしております。また現状と課題の部分で、下線を引かせていただいておりますけども、近年大変深刻な問題となっております、教育の場でのいじめや体罰、職場で

のパワハラなどにつきましても、関係機関と連携を強化いたしまして、早急な対策の実施に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

次に女性に関する事業といたしまして、資料1－5ページでございますが、本市では「きょうと男女共同参画推進プラン」に基づきまして取組を進めておりますが、ドメスティックバイオレンスをはじめとする女性に対する暴力の問題とその対策、仕事と家庭、社会貢献活動に調和できる真のワークライフバランスの推進について、重点分野として位置づけて取り組んでおります。特にDV対策の強化につきましては、平成23年の3月に策定をいたしました「DV対策基本計画」に基づきまして、総合的、継続的に取組を進めてまいります。京都市DV相談支援センターにおきまして、関係機関と連携しながら、相談から自立支援まで、継続的な被害者の支援に取り組んでまいります。先ほど、新規事業の中でも御紹介をいたしましたが、平成25年度からは、男性カウンセラーによる、男性のための電話相談の専用窓口も新たに開設し、DV予防の取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、子どもに関する事業についてでございますが、資料の1－7ページを御覧いただきたいと思っております。子どもの問題につきましては、近年も増加の傾向にございます児童虐待をはじめ、子どもの人権侵害に対しまして、迅速かつ的確に、本当に身近なところでの支援体制の構築が必要であるというふうに考えております。先ほども述べました、いじめ、体罰等も、これも子どもに身体的な精神的な苦痛を与え、命にかかわる重大、深刻な問題というふうに認識をしております。学校や家庭でこれらの兆候をできるだけ早く感じ取り、組織的に家庭や地域と連携しながら、予防や適切な初期対応を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

本年度の主な取組としましては、昨年開設をいたしました第二児童福祉センターにおきまして、引き続き相談所の体制強化を図ってまいります。特に警察等、関係機関との連携強化や、支援の人数が増加、あるいは複雑化しておりますので、そういった課題の解消に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

また、各区役所支所に設置をしております、子ども支援センターにおきまして、相談カウンセリングあるいは地域、子育て支援ステーションに指定をいたしました保育所、児童館での子育て相談や子育て講座の開催を行うなど、地域で子育てを応援していただく体制づくりも進めてまいりたいというふうに考えてございます。学校や園におきましては、子ども支援専門家の配置、それと児童虐待のケースについて、学校から児童相談所への定期的な情報提供などにより密接な連携を図るとともに、虐待の未然防止、早期発見から再発防止に向けた取組を引き続き推進をしてまいります。

先ほども改善事業として御説明をいたしましたが、不登校、いじめと児童虐待といった今日的な教育課題を早期に発見対応し、予防していく取組を進めるために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を引き続き拡充をしてまいります。

次に高齢者に関する事業につきまして、資料の1－10ページでございます。高齢化の社

会の進展に伴いまして、介護者らの虐待など、人権上の問題が生じ、高齢者が自立した、生きがいのある暮らしを妨げられている状況が見られます。本市におきましては、第5期の「京都市民長寿すこやかプラン」に基づきまして、高齢者がどのような心身の状況にあっても尊厳を保ち、自己実現をできる社会の実現のための取組を推進してまいります。

本年度の主な事業といたしましては、高齢者世帯や認知症高齢者の増加に伴いまして、成年後見制度の需要が一層高まりを見せておりますことから、平成24年4月に設置をいたしました、京都市成年後見支援センターにおきまして、制度を必要とする方々の把握から、その利用までの一貫した支援を行ってまいります。

また、認知症高齢者の急速な増加に対応しまして、早期発見、早期相談、早期診断の継続した支援を行うために、引き続き地域の関係者や、介護サービス事業者を中心とした、早期発見見守りネットワーク、あるいは福祉事務所や地域包括支援センターを中心とした保健、医療、福祉等介入ネットワーク、長寿すこやかセンターを中心とした専門機関ネットワーク等を構築し、高齢者への虐待を防止し、命と身体の安全の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に障害のある方に対する事業につきまして、資料の1-13ページでございます。これまでの取組を通じまして、ノーマライゼーションの理念は着実に市民の間に定着しつつあるかと思っておりますが、道路に障害物が多いといった物理的な障害のほかに、障害に対する無理解や無関心といった問題は依然存在をしております。また、今なお精神障害に関する誤った認識や偏見が存在していることもございます。本年度の主な事業につきましては、平成24年10月から、国のほうで障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を受けまして、区役所・所に養護者による障害者虐待に関する相談窓口を設置をしたり、虐待の早期発見のため、あるいは協力体制づくりのための構築を図ってまいりました。平成25年度はこれらの取組をさらに推進するとともに、より適切で、効果的な支援につなげるため、事例検討等の取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

また障害のある方が生きがいを持って働ける仕事場づくりを推進していくために、障害者就労支援推進会議を継続して運営してまいり、関係機関、団体との取組を支援してまいるとともに、京都市役所における職場実習やチャレンジ雇用につきましても、今後も実施体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に同和問題についてでございますが、資料の1-16ページを御覧ください。同和問題につきましては、平成21年3月に出されました「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」からの御指摘、御報告をもとに全ての課題について改革、見直しに取り組んでまいりました。平成25年につきましても、これまでの取組の成果を損なうことがないように、引き続き人権教育、啓発事業に取り組んでまいりますとともに、奨学金の返還事務の着実な推進、あるいは市立浴場のより効率的な運営や、将来的な施設のあり方の検討など、改革の早期完了に向けて取組を進めてまいります。

次に、外国人、外国籍市民について、1－18ページでございます。これまでからの取組によりまして、異なった民族、国籍、文化を持たれる方がともに暮らしているという認識は市民の中にも深まっておりますものの、依然国籍が違うということだけで偏見や差別的な事案が見られます。学校教育や啓発事業の充実、あるいは市民レベルでの国際交流への支援などによりまして、より一層国際理解の促進を図るとともに、多言語によります情報提供など、外国籍市民の方が安心して生活できる環境整備を整えてまいりたいと考えております。

本年度の主な取組といたしましては、講演や文化紹介などを通じて、市民が外国の文化や生活習慣にふれる機会を増やすとともに、安心して外国籍の方が利用サービス等を受けられるように医療機関に医療通訳者を派遣する、「医療通訳派遣事業」などの実施に引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

次に感染症患者等でございますが、資料の1－21ページでございます。H I Vやエイズに関する曖昧な知識等によりまして、患者や感染者の方々への偏見、差別意識が生じ、人権上の課題となっております。市民に対してましては、あらゆる機会を通じて普及啓発等の対策を推進してまいります。本年度も保健センター等でH I V検査を行うほか、H I Vの検査普及期間であります6月1日から7日にかけては、検査と相談体制の充実を図るとともに、世界エイズデーである12月1日を中心とした日におきましては、街頭キャンペーン等の啓発等を行ってまいります。また新規事業のところでもふれましたが、平成25年度は「エイズ文化フォーラム i n 京都」を開催し、講演会等による啓発、あるいは臨時のH I V検査を実施をしてまいります。

次にホームレスについてでございますが、資料1－21ページを御覧いただきたいと思えます。本市におきましては、平成16年に策定いたしました、「ホームレスの自立支援等実施計画」に基づき、支援の取組を実施してまいりました。ホームレスの数につきましては多少減少しておりますが、ホームレスの方の高齢化やあるいは路上生活期間の長期化の傾向が一層顕著となっております。ホームレスに関する主な事業といたしましては、ホームレスに対しまして長期的な支援や相談を実施するホームレス訪問相談事業を実施し、自立に向けた意欲の喚起と、安定した生活につなげていきたいというふうに考えております。簡易旅館から居宅等での生活に向けた移行、あるいは居宅確保直後のきめ細やかな生活指導を行う「ホームレス自立生活推進事業」などに引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後にその他の課題でございますが、資料の1－23ページでございます。個人情報に対する意識の変化や高度情報化の進展によりまして、犯罪被害者等に対するプライバシーの侵害やインターネット上での人権侵害など、新たな人権課題に対する対応が求められてございます。

また、職場での優位性を利用して、本人の人格や尊厳を傷つけるパワハラや職場でのいじめ等の問題も深刻な事案を引き起こすものとなっております。本市におきましては

これらの課題が人権の課題として広く正しく理解をされ、速やかな解決が図られるよう、積極的に教育と啓発の活動を推進していく必要があると考えております。

本年度におきましては、新たな人権課題につきまして、理解と関心を深めてもらうために、人権情報誌や市民新聞によります啓発記事、あるいは各誌の人権イベントにおけます啓発活動を通して、普及啓発に努めてまいりたいというふうに思っております。また企業向けの人権啓発講座等につきまして、特にパワハラをテーマとした職場でのいじめ等の問題や、人権侵害事案につきます理解と意識と向上を図る人権尊重を基盤とする企業活動の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、犯罪被害者への支援につきましては、平成23年4月に施行いたしました京都市犯罪被害者等支援条例に基づきまして、公益社団法人の京都犯罪被害者支援センター内に設置いたしました総合相談窓口を拠点として、犯罪被害者の方々に対するさまざまな支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、長くなりましたが、重要課題別の取組の主なものについては以上でございます。この事業計画につきましては、今後、人権文化推進課のホームページで公開し、広く市民の方々にも周知を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○安藤座長

ありがとうございます。どうも私が諸事情により、遅れてしまい申し訳ありません。

今、25年度の事業計画、重要なものに力点を置いて御説明いただきましたけれども、それ以外のものも含めて、御質問ございましたら、あるいは御指摘がありましたら、ご遠慮なくお願いしたいと思います。

○坂元副座長

中身というかサブスタンスのことではないんですけど、表記について少し考えてることがあるんですが、「障害のある人」の部分で、いわゆる法律用語として障害者が用いられる場合には、「害」という漢字をそのまま使うということは、これはいたしかたないと。しかし、自治体として、例えば障害者というものを呼称するときに、漢字をそのまま使用するということが望ましいかどうか、害する人ではないので、1-14を見ますと、例えば障害者地域生活支援センターなり、京都市障害者相談員制度なり、あるいは障害者団体なり、京都市のネットワーク連絡会でも障害者という、こういう漢字を使っておられるんですけれども、これについてはやはり平仮名で表記をするというような形で「がい」のほうが、障害者の問題についての社会的な関心は非常に高まっておりますし、それから日本政府の障害者権利条約批准に向けて、会議を進めている中で表記の問題というものについてもう少し御配慮いただければなというふうに思います。窓口対応では1-19にありますように、障がいのあるお客様というようにときには、平仮名を使っておられるようですので、一貫した形で使われた方がいいのではないかと。

それから、これは日本語がこういう日本語でいいのかという疑問なんですけど、1-20なんですけど、感染症患者等のところで、H I V感染は世界全体では流行のピークを迎えたと

されるが、日本では増加傾向が見られる。流行のピークを「過ぎた」とされればという方が、流行のピークを迎えるというのは、ちょっと日本語としては後ろと続かないかというふうになっちゃうので、これは「過ぎた」とされたほうがいいのではないかなというふうに思いました。

で、中に関しての質問は1つございます。それは上下水道局などでは、コミュニケーションボードとか耳マークとか非常に障害者の方、あるいは高齢者の方、外国籍の方に配慮した対応をされておられるんですが、交通局，地下鉄，こういうときに言葉の不自由な方や耳が遠くなった高齢者の方が駅員に質問されるときに，ノートを常備して筆記によるコミュニケーションが可能な体制をとっておられるのかどうか，あるいはよく共通して多く見られる質問については，それを指し示せば外国人の方でもわかるような，そういう体制がなされているのかどうか，このあたりについて御質問したいと思います。

○栗本委員

関連していいですか。

○安藤座長

はい，それじゃ関連質問まとめてから。

○栗本委員

失礼しました。栗本です。今，坂元副座長から御指摘のあった，主に表記にかかわる点なんですけど，障害に関しては，それはここの記述のスタンスともかかわって後で言及しようかと思っていたんですけど，私自身は個人的にはむしろ積極的に漢字での表記を好むんです。平仮名に開くことの違和感というのがあって，そのあたりは余り突っ込んだ議論に，今ここでどこまでできるのかわからないんですけども，いわゆる障害者問題をめぐっては，障害学という分野でさまざまな議論がされてきている中で，従来の個人に障害がある，その医学的に何かできないことがあるというというふうな捉え方から，そういったものを個人モデル，医学モデルというふうに言いますが，社会モデルというふうな捉え方になってきて，社会の側にさまざまな不具合があるから，多様な人たちが生きにくいのである。むしろ，だから，障害というのを負っているのは社会の側であるからこそ，自分たちが引き受ける意味で積極的に漢字表記をすべきではないかという議論もあったりするので，だから「害」という字が失礼だから，「障害」という字を「害」の字を開きましようというのは，やはり個人に問題があるんだという捉え方にとどまってしまうんじゃないかという議論もあるので，そのあたりは，安易に最近はどうやら，「害」というのは開く方向らしいというので，他の自治体とかもやってらっしゃるところが多いんですけども，議論を尽くされた上で，京都市があえてというか，積極的にこういう見地からこういう判断をするというのであれば，それは市の御判断だと思うんですけども，ぜひそのあたりは障害学の知見にも基づいて，丁寧な議論をしていただきたいなと思います。特に，京都に関しては，京都府中心に，今は障害者権利条約に関する議論というのは盛んに行われているというふうに聞いています。そのあたりでも当事者団体を含めて活発な議論がされて

いるようです。ぜひ、そういったところとも連携をされて、言葉の表記についてはどちらかに統一されるべきではないかというのはもちろんそのとおりではないかと思うので、御検討いただけたらと思います。で、その表現ということで言うと、私が気になったのはですね、そのすごい重箱の隅かもしれないんですけど、新規事業として紹介されていた、2-17の「ほほえみ交流活動支援事業」ですね。この冒頭が、手話や車椅子などの障害体験講習会というのが私は違和感があってですね、手話は障害体験ではないんですね。なので、あえて言うならば、車椅子やアイマスクなどの障害体験や、手話学習講習会などというふうな形にしないと、手話が障害であるかのような文脈に、ちょっと細かいですけど、なってしまうのではないかなということですね。それと似たようなことで言うと、ちょっと前後しますけれども、1-9のところの下線が引いてある部分、「不登校、いじめ、少年非行の低年齢化や児童虐待の深刻化、発達障害等、今日的な教育課題の早期発見、早期対応や、予防的な取組」とあるんですが、これも問題を並列させて、その後に、早期発見、早期対応、早期予防と並列させることによって、例えば発達障害というのは予防的な取組をするものではないと思うんですよね。だから、網羅的に書こうとしたことで、すごく文意が変な誤解を招いてしまう、何かこういったものは、もちろんいじめとかというのは予防されるべきものなんだけれども、発達障害も予防されるべきものだというふうになってしまおうとおかしい話なので、ちょっと文章の丁寧な書き方、全然趣旨としては言わんとすることは理解するつもりなんですけど、先ほどの分とあわせて丁寧な書き方を期待したいなというふうに思いました。表記に関してちょっと気になった点だけです。

○坂元副座長

1点、先ほど栗本委員から出た点について、国連での経験をお話しさせていただきます。私、たまたま人権理事会諮問委員会の委員として、ハンセン病者に対する差別撤廃のための原則とガイドラインというものを作成いたしました。その際に、障害者権利条約をモデルにいたしまして、いわゆる先ほど栗本委員から出てまいりましたメディカルアプローチですね、いわゆる医学モデルとか、これは障害者を福祉の対象として見るという考え方なのでありますけれども、これに対しまして、ソーシャルモデル、ソーシャルアプローチというのは、障害者の方がいわゆる権利の主体なんだという形で考える考え方のございまして、障害者権利条約はそのような考え方に立ってつくられておりますし、私が担当いたしましたハンセン病者、回復者の方に対する差別撤廃も、そのような方々が他の人々と同様に権利の享有主体であるということを軸に、原則とガイドラインを作成したところでございます。

障害者というのが、現在1-13に「障害のある人」というふうに多くの自治体等でも用いられるようになったのは、英語の場合もかつては障害者はdisabled personというふうに表記していたのですけれども、それは人にかかって、何かdisabledな人間ということで、これでは差別的な部分を含めるのではないかということで、今ではperson with disabilityという表現を使っております、これがいわば、この障害のある人という表記

の恐らく英語の表現にヒントを得たものであろうというふうに思います。ただ、そのときに、かつてよく使っていました障害者というのを、平仮名で開くのかどうかというような問題はもちろん今栗本委員が御指摘になられたように、障害者の方をどのような存在として見るかというこの視点がしっかりしていないと、単に表記だけということでは意味のないことになりますので、その点は栗本委員の御指摘と大変同感であると。

○安藤座長

桑原委員どうぞ。

○桑原委員

僕は市民委員ではあるんですけど、社会保障法学会に属していたんです。国際人権や条約批准に関連して学会で議論された時、1つの議論はやっぱり障害者をinclusiveする、健常者と同じグループ、同じ社会に入ってもらおうということが基本で、障害者をexclusive追い出すと特別な人として見てはいけない、学会ではこれは1つの考え方の基調だったと思うんですね。多分、私はそういう意味で、障害者を、つまり健常者と比較した障害者ではなくて、障害者、健常者を1つの社会の中に包摂するという主張もあり、僕はこれに賛成しているんです。もう一つは憲法14条との関係なんですよ。法の下での平等というときに、障害者を別扱いにしていいたいというようなことはないわけですよ。だから、法の下での平等では障害者、漢字はどれを使うかは別にして、健常者と同じように扱うというのは憲法上の要請だということがあります。それで、私は障害の害はこだわって平仮名を書いています。

○安藤座長

ありがとうございます。

これは子どものころから体の機能あるいは精神的機能に何か問題がある人と。だけど、その人は問題起こそうと思ってなったんじゃないくて、もともとこの世の中にはそういういろんな人がいるという前提で人権の問題を考えるか、それともそういう人はほかの人と別の存在としてそれに対する対策を考えるか、捉え方の根本の違いの問題だろうと思います。だから、少なくとも今まで発言された委員の場合は、そういう特殊なこととして分けるんじゃないくて、そういう人ももともと世界にいるんだから、社会全体としてどのように対処するのが当人にとっても、社会にとってもいいことかという、そういう視点で人権の問題を考えようという、そういう御議論だったと思います。同じポイントでもそれ以外の点でも、どうぞ御遠慮なく御発言ください。

○重野委員

こんにちは。多文化共生センターの重野です。よろしくお願いします。先ほど坂元副座長が言われたんですけども、上下水道局で外国人の方へのコミュニケーションボードをつくれるというふうに書いていたんですが、外国人の方が手続で困るのは、市民窓口など手続をするところです。電話相談を行っているということも書かれていたのですが、実際の窓口で外国人の方が手続をするときに、何かコミュニケーションボードが使われてい

る、もしくは積極的に通訳者を置いているなどという対応があったら教えていただきたい。また、昨年の2012年に外国人に対する新在留管理制度が適用されまして、外国人登録制度が廃止、あらたに住民基本台帳制度に入るようになったんですが、制度の変更に伴って、現場では、混乱しているのか又は順調なのか、こういった状況にあるのかというのを知りたいのが1点と、最近ですね、東京弁護士会からも、住民基本台帳制度の適用外の3ヶ月以下の在留資格の外国人などが、従来受けられていた住民サービス、例えば予防接種、母子健康手帳の配布、就学案内の送付などのサービスを受けられなくなっている自治体が出ているという報告が出ていましたので、京都市ではどのような実態になっているのか教えていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○安藤座長

ありがとうございます。関連質問は、あるいは指摘はございませんか。それじゃ、非常にはっきりしたご質問ですので市のほうで答えたいと思います。

○島崎課長（人権文化）

重野委員がおっしゃっていただいた外国籍、特に区役所・支所の窓口等でコミュニケーションツールを活用しての対応をやっているかということなんですが、それと新在留管理制度の適用に伴って、現場での混乱等々がないかどうかということなんですが、申し訳ございません。本日、区役所・支所の市民窓口課、あるいはそれを統括してる部署をこの場に呼んでなかったものですから、それも確認の上で、それ以外の質問もそうなんですが、今回ここでお答えできない分については別途お返しをさせていただきますので、申し訳ございません。

○安藤座長

2番目の御質問も同じことですか。つまり私、今、難民審査を三、四人でやっておりますけども、そのオーバーステイの人でも、各自治体は外国人登録で受け付けると。だけど、受け付けられたほうにしたら、いずれも公の手續なので、それで自分はその正式滞在を認められたと受け取る方もあったわけですね。ところが、それは全国的にでこぼこになるので、法務省の入国管理局で登録証を一元化して、国民番号とはちょっと意味が違うんですけど、それを見たらその外国人に関するあらゆるデータがもうすぐわかる。ただそれをやったことで、先ほど重野委員がおっしゃったような、今までやったサービスでストップになって、つまり当人から見れば非常に不便になったような点はないかという。

○島崎課長（人権文化）

申し訳ありません。それもあわせて確認の上、後日、返答させていただきます。

○坂元副座長

今まで就学児童についての連絡等があるのは、外国人登録法という法律があったがために、それは登録の義務づけの部分で、オーバーステイであろうが、何であろうが、それは自治体としては対応しないといけない、ということだったと思うんですけども、今回は昨年の7月9日に入管法の改正によりまして、先ほど出ました中長期在留者という新しい

概念によって、この中長期在留者に対して在留カードを発行するという形になっております。そのために準拠法の改正もなされ外国人登録法は廃止されましたので、今言われた、これまでオーバーステイの人たち、特にその子どもたちが学校に通うというようなことが従来と同じようにできる構造かという、これは在留カードの中に住所地等々の変更についても14日以内にやらないといけないし、この地方自治体が行っている業務を法務大臣に連絡をするという、こういう方法に変わっておりますので、その点では、いわばこの法律それ自体が二元的ないわゆる入管法と外国人登録法という二元的な体制をやめて、出入国管理法というものに一元化する、その中で、法務省の方から言えば不法滞在者ですね、そのような人たちをあぶり出す制度になっていくので、その点では非常に今安藤先生がおっしゃったような、従来自分たちはそういう中で、滞在を認められたんじゃないのというような、そういうような事態は実はなくなってしまう。だから、地下にどんどん入ってしまって、社会の階段を上れないような人たちが出てくる。そういう人は出ていったらいいんじゃないのというような意見もありますけれども、このあたりは非常に入管法上の改正で、今後の実態をどういうふうに皆が見ていくかということで、多分、京都市のほう、先ほどの御質問に対して文書の形で御回答いただけるのではないかと思います。

○安藤座長

ありがとうございます。ほかに。石元委員。

○石元委員

1-23の「その他の課題」のところで、性同一性障害者という言葉が出ています。セクシュアルマイノリティの人たちの、いわゆるトランスジェンダーと呼ばれる人なんですが、国の法律が性同一性障害者というふうになってるので、こういう言葉を使っておられるのだと思います。性同一性障害という言葉は心の性と体の性のずれによる持続的な不快感という症状をあらわすもので、そこに者をつけて障害者という言い方というのは当事者からは余り歓迎されていません。しかし、トランスジェンダーと言った場合、また説明しないといけないので、なかなか通じにくい言葉かも知れません。でも、言葉の問題で1つ、ちょっと説明が長くなるかも知れませんが、心の性と体の性のずれに不快感を持つトランスジェンダーの人たちとか、そんな言い方のほうがいいかなと思います。もう一つは、同性愛者についての問題です。実際、これまでの調査によると、男性同性愛者で自殺未遂の経験がある人というのがかなり高いというデータが出てきています。中学生だとか小学生は学校の中で孤立してしまうという問題、非常に深刻な問題があると思うんです。誰にも相談できない。一番大きな問題というのは、家族も味方になってくれない、親が理解してくれないということですね。例えば、在日韓国朝鮮人の中学生で、学校で、例えば北朝鮮に帰れとかといっていじめられたとしても、家に帰ったら親が守ってくれます。兄弟も守ってくれます。ところが、同性愛者の中学生で、仮に性的指向が同性にあるということがわかってしまって、クラスの中で気色悪いとか言われても、家に帰っても守ってくれる人がいないんですね。理解してくれる家族はいないという非常に深刻な問題が私はあるか

と思うんですね。

それから、2-76の23番、学校における性教育、エイズ教育の推進というところで、(1)から(3)まで挙がってるんですけど、これが全部エイズ教育なんですね。やはり性の多様性を教えるというのは、実際は小中学生は難しい問題があるかもしれません。教え方によっては、誰がセクシュアルマイノリティなのかという、当事者探しにつながったりする恐れもあるので、工夫して、いろいろな人がいていいんだという、性の多様性を伝えていくべきだと思うんですが、そういうことで言うと、やはりクラスで孤立しているこのセクシュアルマイノリティの児童・生徒というのはもう確実にいるわけで、そういった人たちが孤立して苦しまないような形の性教育というのを考えていただきたいという点が1点です。

それから、2-76の23番のすぐ上の健康教育の推進というところですよ。ここにぜひつけ加えてほしいのが、今小学生でも女子児童が中心だと思うんですが、ダイエットへの関心というのが非常に高いんですね。テレビでも何週間で何キロやせるという番組をやったりして、中学生で摂食障害に苦しむ女子生徒も出てきています。やせることに対する過度の関心というのを持ってしまう小中学生が少なくないと思うんですね。摂食障害に一旦なってしまうとなかなか回復しづらいんです。児童・生徒たちを単に怖がらせるというのではなくて、自分の体は自分でエネルギーのもとなんだという身体観、体に対する認識をしっかりと持つというふうな、そういった健康教育も私は非常に重要だと思います。

○安藤座長

ありがとうございます。

栗本委員、どうぞ。

○栗本委員

たびたびすみません。

今の石元委員の発言と関連してなんですが、性の多様性ということに関してなんですけれども、私が気になったのは、1-20などを初めとして、感染症患者のところで、H I Vに関する啓発がエイズ問題の啓発、性の多様性の理解、ともに生きることを目的としということで、性の多様性の理解というのが入っているんですね。実際、H I Vの感染の初期には、男性同性愛者の間での感染というものが多かったりしたので、いわゆるホモセクシュアルの人がなる病気であるという偏見があったというのは事実ですし、だからこそ、性の多様性というのが入っているのかなというふうには思うんですけれども、ほかのところでは一切性の多様性という言葉が出てこず、ここだけ出てくるというのには違和感があります。逆に、やはりセクシャルマイノリティの病気なんだというふうなイメージにつながらないような十分な配慮が要るのではないのかと。

で、石元委員が御指摘されたとおり、性の多様性とか性的少数者といったときには、この間、いわゆる性同一性障害は非常にクローズアップされていますが、数的に言うと、多く見積もっても性同一性障害の当事者は2000人に1人。それに対して、同性愛者という

のは、多く見積もれば10人に1人、少なく見積もっても30人に1人です。学校のクラスにおいては必ず1人は当事者がいます。にもかかわらず、同性愛やバイセクシュアルに対する理解というのは非常にまだまだ偏見の方が強いという現状があるので、その性同一性障害だけではなくて、性同一性障害を初めとする性の多様性とか、せめて性の多様性という言葉は他の文脈のところで積極的に入れないと、感染症のところだけで突出している印象がありますので、石元委員が指摘された学校教育における性教育なども含めて、十分に御配慮いただきたいなというふうに思いました。

マイクをいただいたので、それと関連して、先ほど触れられていた2-76のそのもう一個上ですね。石元委員が触れられたもう一個上、21番の「心の居場所づくり推進事業」のところで、これは数値的な質問なんですけれども、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置について進めていくということが改善のところで書かれているんですけれども、スクールカウンセラー、小学校への配置を95校に拡充するとあるんですが、全何校中の95校かなというのと、その後、スクールソーシャルワーカーの配置というのがあるんですけれども、3名の増員とあるんですが、それで実際何校中何校というか、何名というふうなことになっているのかなという数字を聞きたいなというふうに思いました。

もう一個だけ。子どものいじめとか体罰の問題というのが非常に、今回冒頭でも触れられて、関心が高まっているからこそ、これも表記的に丁寧な御配慮をお願いしたいなと思ったのが、1-7ですね。下線ですと書かれているところが、今年、特に加えられた部分かなというふうに思うのですが、下線を引いていただいているところの下から6行目ですよね。いじめに関して言及したところの締めが、子どもの規範意識を育むための取組となっているんですね。これは非常に違和感があります。子どもの人権問題なのに、子どもへの努力を求めるといえるのは、アプローチとしてやはり違うのではないのかなと。もちろん、いじめというのは子どもが加害者にもなるわけだから、加害者に対して教育的に働きかけをするというのは大事なんですけれども、いじめの本質というのを規範意識の問題だというふうに捉えてしまうのは違うのではないのかなと。もちろん、それも関連がないというつもりはありませんが、これは人権に関する冊子なわけですから、いじめが子どもへの人権侵害であるというふうな観点から言及していただきたいです。特にこれを思うのは、上段の体罰に関しては、誰に何をすることということが明記されてないんですね。市としては根絶に取り組んでいく。下で子どもに規範意識と言うんだったら、上で体罰に関しては、大人の力の濫用に関してそれをきちっと禁止していくとか、大人に対して、そういう自分たちが力がある側なんであるということの自覚が徹底されるような検証を行うとかというふうに。誰に何をというのを、大人に対してこれはやるべきことなんだというのを体罰に関しては明記してほしい。それが無いのに、下でいじめに関してだけ子どもの規範意識というふうに言及されているのは、非常に違和感がありました。全般を通して人権侵害なんである。体罰にせよいじめにせよ、愛のむちとか子ども同士の規範意識の問題ではなくて、子どもに対する人権侵害なのであるというふうな観点からの記述を、少なくともこ

の冊子では徹底していただきたいなというふうに思いました。

○安藤座長

ありがとうございました。

性的指向というか、これはもう生まれつき脳の中にそれぞれの人に刻み込まれているので、全体で見たら異性を好きになるのが多数だけれども、そうでない意識というのを持って生まれた人にとっては、同性を好きになる方がむしろ自然なことなんですね。人権の一つのねらいというのは、そういう社会がいろんな人から成り立っている、そういう人たちも社会の一部であるという、そういう視点で人権の問題を考えるということは大事なわけです。体と精神の性が一致しないとか、それは、栗本委員の言葉では、もう1000人に1人いるかないかだけど、同性が好きになるのはそれよりもっとはるかに比率が高いとしたら、性意識に対する人権の立場からの教育としては、そういった多様性を受け入れる、あるいはそういうものの存在を前提とした教育、それはもちろん規範意識につながるわけです。

これはちょっと日本の柔道が怖いと思うんですけど。あれだけ問題になっても、役員がそのまま継続するという、やめることが解決とは思いませんけども、そしたら、何をどうしようということぐらいはつきりするべきじゃないかと思います。それは、私も自分の反省を込めて、教育というのは、いい点をより伸ばすように持っていくもので、たたいたら上手になると。そんなんやったらめちゃうちゃたたいたらめっちゃう上手になるかといったら、絶対そんなことはないのです。そこら辺、やっぱり教育、それから規範意識ですね。全体の見方を、これも栗本委員に指摘されましたけども、そういう我々が生まれ育った人間の集団社会というのは、本来多様性をできるだけ許す、認めるような、そういう方向へ行くことが望ましいというか。そういう基本の哲学があれば、表現の問題はおのずと、少なくとも相当分解消するんじゃないかと思います。

もう一つ議題がありますので。あんまりこの施策だけに時間をとれないんですけども。特にこれを言っておきたいということがありましたらお願いします。

はい、桑原委員。

○桑原委員

発言する機会を与えていただいてありがとうございます。

最初に、結構なことやと私が思いましたのは、冒頭にもありました2－20頁の第33項目ですよね。父子家庭にも母子家庭と同様に医療給付を行うというようにするというお話がありました。よかったと思います。大体この委員会に出てきて、この委員会は諮問委員会でもなければ協議機関でもなければ決定機関でもない意見を聴取する聴取機関なのかと思ってましたが、そうじゃないんですよ。私の意見が取り入れられたかどうかは別として、会議での議論をそれ相応に対処されることもあるという意味で、評価しております。

実はもう一つ御検討いただきたいのは、企業向け情報誌であります、2頁－第14の63項目のところで、企業情報誌「ベーシック」の発行と書いてあります。また第1－24項目の

その他の課題のところでも企業向け人権講座等を行うというように書いてございます。恐れ入りますが、私は若干批判的なんですね。どうして企業向けだけなのかと。働いている人、労働者向けのものはないのかなということなんですね。実は企業向け人権情報誌「ベーシック」56号を読んで、編集方針が企業向けとなってるんですよ。それは、そういうものとして予算が配付されているからということもあると思うんですけど。労働者の人権を守るというときに、どうして企業だけなんですかね。労働者向けも編集方針にすることであるべきだと私は思っているんですね。若干申し上げますと、その企業向け人権情報誌「ベーシック」56号の中には、次のような表現があります。雇用、人権、労働安全衛生、賃金格差、それから安全環境の改善、ワークライフパワーバランスの推進、人材育成、職業訓練、そして労働慣行という表現が使われています。僕がびっくりするのは、「労働基準」という言葉がないんですよ。私は思うんですけど、このパンフレットはCSRを基本にしているからですわ。つまり、企業の社会的責任を頭に置いて書かれているからだと推測します。この「労働慣行」という言葉は、現在まで続いてきた労働条件の現状を肯定し、その現状で労働法違反があればそれを企業の自主的な努力で改善でゆく、という考え方を基礎にしています。

で、一方で、東京にある人権教育啓発推進センターという財団法人で作成し、この懇話会でも配付されたパンフレットで、そちらの方には「労働基準」という言葉が出てくるんです。労働慣行というものと労働基準がどう違うかをやっぱりしっかり確認をして、労働基準という角度でものを考えてもらいたいと思います。どういうことかという、労働基準法を思い出してもらったらいいいんですよ。賃金、労働時間、労働災害、その他労働基準。これらの内、労働基準法と労働安全衛生法に定められている労働基準は、それに違反すれば行政指導を受け、悪質な場合は刑事制裁を受ける厳しい内容です。しかも、「労働基準」という言葉は今日、国際法上使われているのは労働基準法の労働条件だけでなく、労働組合をつくるとか、不当労働行為とか、団体行動を行うことを守るということも入っているんですね。だから、そういう意味で、労働基準という言葉は重いわけで、そこへも思いをいたしていただいて編集をするということが労働者の人権を擁護することとなるので、それを尊重して今後の企業活動をされた方がいいんじゃないかと私は思っています。

以上です。

○安藤座長

ありがとうございました。

まだまだ御意見はあると思うんですけども、これは個別に事務局のほうへ御連絡いただきたいと思います。

それじゃ、多少時間がずれたんですが、議題2のほうに移りたいと思います。事務局の方から御説明をいただきたいと思います。

(2) 京都市人権に関する市民意識調査の実施について

○島崎課長（人権文化）

それでは、資料2、枝番で資料が3つに分かれてございますが、資料2-1が、今回実施を予定しております人権に関する市民意識調査の概要でございます。資料2-2のほう、前回、平成17年度に実施をいたしました同じく調査の概要でございます。資料2-3のほう、A3の資料でございますが、前回と今回の項目の比較表となっております。

まず、今回の意識調査の概要の説明に入らせていただく前に、2-2のほうをちょっと御覧ください。簡単に前回調査の目的等について御説明をさせていただきます。まず、調査の概要でございますが、市民の人権に対する意識等を調査し、人権施策の推進の基礎資料とするということでございまして、市内に居住しておられる20歳以上の市民3000人を外国籍の方も含めまして無作為に抽出をいたしました。調査方法は、アンケートの郵送形式によりまして、外国籍の方には、日本語のほか、英語、中国語、ハングルによる対応をしております。調査期間のほうは11月1日から15日まで、おおむね2週間で実施をいたしました。調査結果の方でございますが、有効回収数が1225ということで、回収率は40.8%となっております。報告につきましては、平成18年2月に、参考に前回の報告書と調査票の写しをお配りしておりますが、報告書を作成しております。

前回の調査の設問の設定に当たっての基本的な考え方でございますが、まず、人権施策を推進する上での基礎資料になるように、事業立案のための具体的な調査ではなくて、基礎的な資料となる、総括的な調査といたしました。この調査を行う少し前に、今の現行の人権文化推進計画が策定しておりまして、その計画の中との整合性を図るために、計画の中で柱として置いております人権一般、教育・啓発、それと女性・子どもなどを初めとする各種の人権の課題、相談・救済、この3つの柱に対応するように項目を分類して調査を実施いたしました。あと、人権文化推進懇話会のほうから外部の視点での御意見を頂戴し、客観性の担保の向上を図ったところでございます。

前回調査の特徴としましては、人権相談救済に関することを計画の柱としておりますので、人権侵害の経験、こういった内容での経験がおりるか、あるいはそれを経験されたときに、具体的にこういったところに相談をされたか、解決が図られたかといったことを設問として設定をいたしました。それと、計画の重要課題の一つとして、ホームレスを新たに位置づけましたことから、ホームレス問題について、どのようなことが問題だと思われるかといった質問を設定しております。3つ目に、同和問題に関しまして、やや詳細な設問を設定しております。これは、京都市の場合、高齢者でありますとか子どもでありますとか女性でありますとか、それぞれ所管をする課がございまして、分野別の計画を策定しておるところもございます。同和問題につきましては、人権文化推進課が所管課でありますので、他の問題と比べてやや詳細な質問を設定いたしました。

で、資料2-1に移っていただきまして、今回の調査の概要でございますが、市民の人権に関する意識、関心、具体的な施策で望まれること、あるいは人権の相談に関する現状

など、人権施策全般に関する状況や、今申し上げました前回の調査と経年比較を行うことによりまして、市民意識の変化等を把握したいというふうに考えております。調査結果につきましては、平成26年度に策定になろうかと思いますが、次期人権文化推進計画の策定に向けて活用したいというふうに考えております。調査の方法ですが、まず調査対象は前回と同様市内に居住される20歳以上の市民、外国籍の方も含めまして3000人。住民基本台帳によります無作為抽出としております。調査方法も前回と同様アンケートの郵送形式による無記名方式で、外国籍の方への対応として、英語、中国語、ハングル訳をあわせて送付したいというふうに考えております。実施のスケジュールは、平成25年3月、これが今回の懇話会でございますが、今回、あくまでもたたき台として京都市の調査項目等の考え方をお示しして、次回、6月ごろに再度懇話会を開催させていただくまでの間に、また委員の方々からの意見を頂戴いたしまして、6月のときには、もう少し具体的な設問案をお諮りしたいというふうに考えております。8月から調査対象の具体的な抽出作業に入りまして、調査につきましては、10月、2週間程度を予定したいというふうに思っております。その後、集計、分析、報告書等の作成作業に入りまして、再度、年を明けて3月には、広報発表する前に、懇話会のほうでご報告をさせていただきたいというふうに考えております。調査業務につきましては、設問はこの懇話会等での御意見等を踏まえ、京都市において作成をいたしますが、調査票の印刷あるいは発送・回収・集計等の業務につきましては、外部のコンサルタントに委託して実施をしていく計画でございます。調査結果の公表につきましては、報告書を作成するとともに、京都市のホームページにおいて公表したいというふうに考えております。

資料をめくっていただきまして、調査の項目でございますが、A3版の資料2-3とあわせ見ていただければと思います。まず、基本的な考え方としまして、定型的な設問を継続して行うことで、市民の意識、関心の変化を把握することに重点を置いてまいります。ですから、基本的には前回の調査の中身と比較ができるように、前回の項目を踏襲したいというふうに考えてございます。それ以外に、前回調査以降に新たに顕在化した人権課題について市民の意識を把握するために、新たな設問も予定したいというふうに思っております。それと、前回の項目ではなかったんですけども、京都市が各種行っております人権施策について、その取組がそれぞれの人権課題の改善に有効に働いているかどうかといった、市民の評価の項目も今回新たに入れたいというふうに考えております。

主な調査項目案でございますが、これはあくまでも今の事務局でのたたき台でございますので、今回、あるいは6月の次の懇話会に向けていろいろ御意見を頂戴したいというふうに考えております。まず、新規の項目といたしまして、人権問題に関する基本的な意識の状況ということで、これにつきましては、例えば結婚の例で書いておりますが、結婚相手を考える際とか、あるいは住宅を選ばれる際、そういった具体的な事象を挙げて、結婚であれば学歴か職業か、あるいは国籍、そういったものを気にされる項目であるのかどうかとか、住宅につきましては、周辺に同和地区があるということを気にされるかどうか、

そういった具体的な事象を挙げて、市民の今の考え方を把握したいというふうに考えております。それと、先ほど申しました、京都市が実施しております人権施策に対する市民の評価ということで、例としていじめ問題あるいはDV等を挙げておりますが、こういった京都市の取組の状況を踏まえ、そういった問題が改善に向けて進んでいるかどうか、市民がどう評価しておられるかを把握したいというふうに考えております。それと、前回調査ではホームレスを新たな設問に加えましたが、今回、犯罪被害者、これを平成23年4月に京都市も支援条例をつくりまして、具体的に取組を進めておるところでございますので、新たな課題に対する、例えば犯罪被害者の方々の人権を守るために、こういったことが市民の方々は問題とされているのか、そのために、施策として必要なことはこういったことか、そういったことも設問を設けてはどうかというふうに考えております。

2つ目に、イでございますが、見直しの項目としまして、同和問題でございますが、先ほど説明いたしましたとおり、前回調査の際には、他の課題に比べて少し詳細な設問を設定いたしました。今回の調査では、これはアの新規項目の①と絡むんですが、市民が具体的な事象の中で、同和問題をどのように捉えられているかという視点から、設問内容を一部見直してはどうかというふうに考えております。次のページでございますが、左の欄が平成17年度の前回調査、右が今回、例えばこうしたらどうかという部分でございます。前回調査では、まず同和問題の認知ということで、同和問題の存在を知っておられるか、あるいは知っておられる方については、その知られた時期、認知をした方法という設問を設定しておりました。それと、同和問題をめぐる意識、行動ということで、具体的に、次の事象があった場合に、どのように考えられるかということで。知り合いが同和地区の出身者ということがわかったとか、あるいは身近な人が差別的な発言をされたときどうされるかとか、そういった項目を設けてございました。それと、最後に同和問題の解決に向けて、特に問題となっていること、その解決のために必要と思われることといった項目を設けておりましたのを、今回の調査では、もう認知状況、いつ知られたかということは、項目としてはもう削除しまして、2つ目の同和問題をめぐる意識、行動の部分で、先ほど説明させていただいた新規に設けます人権問題に関する基本的な意識の状況ということの中で、例えば結婚の際には、同和地区出身者であることを気にされるかといった選択肢を設けたり、あるいは住宅を選ぶ際には、周辺に同和地区があるということが忌避の原因となるかといったような設問を設けてはどうかというふうに考えております。同和問題の解決のために問題となっていること、あるいはその解決に必要な取組については、引き続き継続して設定をしてはどうかというふうに考えております。

それと、インターネットによる人権上の問題ということで、比較表の方を御覧いただければ、おおむね各重要課題別の女性、子ども、高齢者等の項目につきましては、それぞれ2項目構成にしておりまして、それぞれの課題で問題となっている事項、それを解決するために必要と思われる事項という二本立てでやっておるんですが、インターネットのほうは、市民が問題として思われていることの項目なしで、解決のためにどのような対応が必

要なのかという項目だけでありましたので、その項目を新たに追加してはどうかというふうに考えております。

最後の裏面のほうには、説明の中で、各所管課が分野別にやっておりますアンケートあるいは実態調査等、事例としてこういった調査をやっておるというものと、人権文化推進課の方で、多少組織は変わっておりますが、これまでやってきた市民意識調査の実施状況を参考に載せさせていただいております。

以上でございます。

○安藤座長

ありがとうございました。

ただいまの御説明で何かコメントがございましたらお願いします。

はい、石元委員。

○石元委員

細かい設問については、また6月ということかと思うんですが、全体の構成で気になったことです。前回の調査の調査票がついてますけれども、これを見ますと、女性、子ども、高齢者という各テーマごとに特に問題となっている事項を聞いて、その上で、何が必要なのかということを市民に問う形になっているんですね。それぞれがこの2つずつ、各テーマが並んでるんですが、私が見て思うのは、非常にもったいない。せっかく調査をするのに、これだけ聞いて終わるというのはもったいないと思うんですね。というのは、特に問題となっている事項を市民に聞いて、その市民の回答で一番多いのが本当に問題かという、そうとは限らないわけですね。それともう一つ、その人権が守られるために、特に必要なことはどれかと聞いて、一番多かったものが、京都市がすべきことかという、そうとも限らないわけですね。ですので、わざわざ聞く意味があるのか、それも全てのテーマについて、1ページずつ同じような設問が並ぶというのはどうかと思います。たしか2000年は同和問題でしたが、2000年はこんな形ではなかったように思います。2000年はたしか世界人権問題研究センターがやってますよね。多くの自治体で最近よくやられている市民人権意識調査というのは、例えばいろいろな意見や考え方が並んでいて、例えば教師が場合によっては生徒に体罰を加えるのは教育的な効果があるという意見について、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と4段階で聞くというふうな形で、市民の人権のありようというのを把握するというふうな形式が多いように思うんですね。親が子どもに体罰を加えるのは、場合によってはしつけの範囲だという意見について市民がどう考えるのか。3歳児神話を信じている人はどのぐらいいるのかだとか、あるいは多様な生き方を認め合うという意味では、例えば同性婚は認められるべきだと考えている市民はどれだけいるのかだとか、そういうところを把握するほうが、ずっといいように思うんですね。ついでに言いますと、ちょっと私が今かかわっている市民意識調査で、教師の体罰と親の体罰、これを肯定する意見が、ちょうど実施したのが11月でしたので、まだ桜宮高校だとか女子柔道の報道がある前でしたけど、肯定する意見が6割もあつたんですね。これはすごく大

きな問題で、やはりこういったところを把握して、啓発だとか教育のやり方を考えていくという調査のほうが私はお金をかけてやる以上、いいんではないかと思いました。

○安藤座長

はい、ありがとうございました。

はい、栗本委員。

○栗本委員

今の石元委員のコメントとも関連するかなというふうに思いますが、経年の比較とかがあるので、その調査項目というのがどのぐらい変えられるのかなというのがあるって、余り突っ込んだことはできないのかなとも思ったんですが、せつかくやるんだっただというところで、できるだけよいものをというふうに思っています。素朴な疑問としては、調査項目の設計とかというのを市の担当者の方がされているのか、コンサルがかかわってはるのか、それとも社会学とか人権の何か専門家の方がどのぐらいコミットしてはるのかということをやちょっとお尋ねしたいなというふうに思いました。多分、今回肝になるのは、新規で設定される人権問題に対する基本的な意識の状況という1番のところの項目になるかなと思うんですね。これが現状出ている案は非常に危ういなというふうに思います。忌避に関して、結婚相手を考える際に気になることとか、住宅を選ぶ際に忌避することというので、ざっくり言うと、どんなときにあなたは差別しますかという質問ですよ。こんなときに差別するかもしれないでしょうというのを挙げるのは、むしろ、「ああ、そうか。こういうのは避けたほうがええんや」と市民に思わせてしまう効果というのも恐らくあるんですね。本来調査というのは、そうではなくて、例えばその解決策のリストの中に、「ああ、こんな解決の仕方もあるんや。知らなかったけれども、このアンケートで初めて知ることができたわ」というのがあれば、単に意識を知るだけではなくて、啓発的な効果も持った社会調査になるわけですよ。それがむしろ、「ああ、こんなときに避ける人がいてはんねんや。私は考えたこともなかったけど、でも、うちの子、これから結婚するし、このことも気をつけたほうがええんかな」みたいな逆効果になる可能性もあるんですね。だから、聞かんとすることの趣旨というのはわかるんですよ。でも、石元委員がおっしゃったように、もうちょっとその設問の立て方とかというのを工夫してやらないと、むしろ差別意識とか、いわゆる同和問題でよく言われる「寝た子を起こすな論」を悪い形でやってしまうような設問になってしまうので、丁寧にする必要があります。逆に、ここをむしろ上手に使えば、石元委員がおっしゃったような一般的な状況とかを尋ねるような質問をして、それと後の質問に対する答えをクロスすることによって、どういうふうな傾向があるかというふうな分析ができると思います。私は啓発というふうなことで、大阪府の人権啓発の教材づくりにかかわったんですが、今年の依頼というのが、2010年に大阪府が行った意識調査の結果問題点として浮かび上がったことを啓発の教材にしてほしいということで、これも石元委員の指摘と重なるんですが、一つの問題点として、その分析が指摘しているのは、人権意識ということに関して、相当程度意識が高い人においても、子どもの人権意識、

特に体罰に関しては、許容する割合が高い。その部分に関しての人権意識というのはやっぱりへこんでしまうということで、体罰というのを取り上げた、子どもに対する暴力というのを取り上げた教材をつくってほしいというふうな依頼がありました。そういうふうにより意識調査というのが有機的に活用されていくような、そういう分析が後でできるような設問設計にしないかというふうに思うので、経年変化とかというふうなことでとるための調査の一貫性というのと、新しくしていくのであれば、そういった観点を積極的に入れるということ。だから、それと言うと、これまでの調査というのを今回報告書はついてたんですが、分析のところがよくわからないなというふうに思ったんですね。何％、何％というだけではやはり分析としては不十分なわけで、クロスしたりとか、どういう傾向があるので、これからどういうふうな施策が必要であるということまで踏み込んでこそ調査の分析だと思うので。私は社会調査の専門ではないんですが、もう少しいろんな配慮が要りそうだな、6月に向けてどんなやりとりが要るのかなというふうなことを思いました。

あと、全然また中身のなことではないんですが、調査方法のところで、外国籍市民にはこれこれこれこれと書いてあるんですが、さっきちょうど報告を見た流れでこれを見たら、例えば点訳とかというのはどういうふうにつけはるんやろうとか、あとは、文字の読み書きがしんどい人ですね。例えば知的に障害がある方とかに向けて、平仮名の振り仮名であったりとか、わかりやすい書き方をしたような調査票とかというものの用意とかというふうなもの。恐らくそれは障害者生活状況調査とかというふうなところではいろんな工夫がされた調査票をつくられた経験が、市役所の中でもお持ちの部局があると思うので、そういったことへの配慮も、外国籍以外にもあっていいのかなというふうなことを思いました。

○安藤座長

はい、ありがとうございます。

表委員、大浦委員、御発言がないんですけど、どうぞ御遠慮なく。御質問でも結構です。

○表委員

はい。よろしいでしょうか。先ほど来、京都市人権文化推進計画の中に新しく体罰とそれからいじめの問題というのが明記されたということなんですけれども、これまでもある問題として新規事業の中に含まれていませんが、大切な問題なので、改めて事業化する必要があるのではないかと思います。それと関連して、先ほど来、体罰の話が出てますけれども、報告書の78ページを見ると、学校などにおける体罰、学校・職場などにおけるいじめというのがすごく一番多いんですけれども、これ、いろんなものが一緒になってしまっています。これはすごく大事な問題だと思うので、これを分けていく。学校での体罰、それから家庭での体罰、それからセクシャルハラスメントですとか、そういうことに分けていく必要があるのではないかと思います。それで、先ほど栗本委員もおっしゃったんですけれども、この結果を受けて、どういう年代でどういう意識のずれとか遅れがあって、その啓発をどのようにやっていくべきかという、その場その場でどういうことを教

育していけばいいかというのを知るための資料としてつくらなくてはいけない，構築していかなければいけないのではないかと思います。

以上です。

○安藤座長

ありがとうございます。

大浦委員，どうぞ。

○大浦委員

新項目のところなんですけれども，結婚相手を考える際にとか，住宅を選ぶ際に気にすることというところで，もしかしたら新しい差別とかそういうことを誘発するのではないかという意見もあったんですけども，私は逆にこれは，私だったらお行儀のいい答えをすると思うんですね。これは人権侵害になるから選ばないとかというふうなお行儀のいい答えを集めても何もならないと思うので，先ほどおっしゃってたように，うっかり露呈してしまうような質問を考えられた方がこれからの施策とかに活かしていけるんじゃないなというふうに，一般市民的な視点から，そう思いました。

○安藤座長

はい，ありがとうございました。

○石元委員

以前は，あなたが結婚するとして，結婚している場合は，未婚だと考えてとか，お子さんがいると考えてとかいう設定で，どうするか。要するに相手が同和地区出身者だとわかったときに，あなたはどうかという聞き方が多くありました。そうすると，どうしても迷わず結婚するという選択肢に○をする人が多いんですね。建前回答が出やすい。最近よくやるのは，あなたの非常に親しい人だとか親戚，甥だとか姪が結婚しようというときに，相手が同和地区出身者だということで家族に反対されている。そういう相談を受けたときに，あなたはどのようなアドバイスをするかという設問で，「力になってあげる」だとか，「考え直せと言う」とかいう項目を選ぶというほうが比較的本音が出やすいですね。だから，住宅の購入にしても，友人が同和地区内の物件だからやめただとか，校区が同和校の校区なので，引っ越しするのをやめたというようなことを言っているのを聞いたときに，あなたはどのような対応をとるかだとか，そういう聞き方のほうが本音が出やすいので，最近はそっちのような設問というのが多くなってます。

○安藤座長

はい，ありがとうございます。

はい，桑原委員。

○桑原委員

ちょっと今の話と別のことでいいですか。一つ，いただいている資料，「人権に関する市民意識の調査」の14ページあたりには，人権侵害と相談，救済についてという項目が書いてありますが，そこで私が言いたいことは，質問される項目についての相談と利用が促

進めるような設問にしてほしいということです。もう一つは、大きな枠組み全体についての意見を持っております。最初のものについては、日本で人権救済機関の改革、これはまた政府で俎上に上るような可能性があるやないやということがマスコミに出ておりますけど、そこについての質問があってもいいんじゃないかと私は思うんですよね。最近私が読んでいる国際連合の人権に関する国際連合の委員会。人権理事会ですね。そこに出ている各国からの質問をピックアップしますと、割に日本の人権救済制度について意見が出ていることに私は注目しています。これは外国からみた見方ということで、京都市のこの懇話会でどの程度咀嚼していいかどうかという問題はもとよりあるわけですけど、日本の現行制度がおくれているとか進んでいるという評価はいろいろあるんでしょうけど、質問条項としてはそれを加えられたらいいかなというのが技術的なことでございます。

もう一つは、枠組み全体なんですね。この調査は継続的にやっておられるものですから、前に行った調査と今回も連続性がある必要があることは判った上ですが、女性とか障害者とかホームレスとか、いろいろ人権侵害の可能性のある枠組みがございますよね。僕はその枠組みに疑問があるんです。労働者という枠組みはないんですよね。僕はかつて最初的时候に、非正規労働者という枠組みで考えたかどうかということを申し上げましたけど、いろいろ調べてみたら、労働者という項目がないことに極めて疑問を持ちます。どうしてか。それは、パワハラ、セクハラを人権侵害として捉えるということで、今回の報告書、書類の中に出てきております。多分にこれらが世の中で問題になったところに関心があって、そこから人権侵害として取りあげられるのはわかるんですけど、ちょっと一歩下がって考えてみますと、過労自殺とか労災職業病というのは、人権侵害被害として割合大きな問題だと思うんですね。それから、最低賃金にも及ばない賃金しか払ってない、賃金を支払わない企業もあるわけですね。御存じのとおり、昨今マスコミでも取り上げられ、「ブラック企業」というのに焦点を合わせて、本も出て、議論されております。この企業では、雇われた労働者が短期間でやめることを前提として過酷な長労働時間、長い労働時間働かせ稼ぐ企業ですが、そこでは人権侵害がある。さて、僕の議論は、調査だけでなく、人権推進の柱自身に「労働者」という枠組みを加えたらどうかという議論をしているわけですね。理由を申し上げます。一つは京都市民の多くの方は労働者です。数が多いから枠組みに入れろという議論は成り立たないわけですけど、一つそれは納税者の人ですよ。それから、今繰り返しますけど、パワハラ、セクハラというようなこと以外に、労働災害、長労働時間、最低賃金法違反を含めた賃金支払い、労働組合の結成という、こういったところの問題点を市民の中で考えてもらうということが人権問題として位置づけてもいいんじゃないかと私は考えております。しかし、実際、京都市の政策の中にどの程度組み込むかどうか、それは行政と皆さんがお決めになることですが、そういう問題提起をしたいと考えています。

以上です。

○安藤座長

はい、ありがとうございます。

去年9月に、世界人権問題研究センターで、去年は京都府もやったし滋賀県もやったし、兵庫県では姫路市も、つまり幾つかの自治体が似たような調査をやられている。そこから何が見えてくるかということテーマにシンポジウムを開催しました。これは自治体があらかじめ宣伝したせいもあるんだけど、各自治体から非常にたくさん来られて、さらにその後いろいろ質問も出ました。要するに、今まで各委員がおっしゃったことにつながるんですが、やっぱり世論調査というのは何のためにやるかというその目的が大事で、大浦委員がおっしゃったように、模範解答を得るためだけだったら、別にやらなくても、お金かけてたくさんの人を煩わせてやる必要もないので、むしろ京都市として、今までの施策の中の問題点を克服するために、あるいは表面に出てない問題を見つけるために世論調査があると。もちろん経年調査をやるのであんまり問題の枠組を変えないということもそれはわからないことはないんですけど、そういうふうにする一つの手段は、これは下にありますが、いろんな属性等、それから質問回答結果をクロスすると新しいことが見えてくる。私は滋賀県にもかかわっていますので一つ申し上げますと、広い意味の人権意識ということで、20代、30代がほかよりも低いという、これはかなりはっきりした傾向が出たんですね。それは考えたら、要するに、これも石元委員が専門だけど、同和教育を受けている世代と、それがゆとり教育に変わって、人権教育一般の中に拡散して、しかも地域的特性を生かすために、それぞれの地域が地域ごとに質問を立てると。そうすると、同和教育は薄れるのは当たり前ですね。そうすると、聞かれている側の、例えばこれは職業という欄がありますが、公務員とかそれから民間の企業家と、先ほどお話のあったその労働者とか、これをかけ合わせるとかなりはっきりした違いが出てくるんですね。そうすると、それを踏まえて、将来どういう人権教育・啓発が必要かということは大まかな方向は見える。滋賀県でいつも問題になるのは、3000というのは標本としてあんまり多くはないんですね。というのは、クロス集計していくと、もう一桁の数値しか出ない場合があるので。それでもって県民全体の意識と捉えることはどこまで妥当か。だけど、よそを見ても3000というのは多いので、これはコンサル会社が便宜で選んでる数字かなとも思うんですけども。やっぱり市がやられる以上、あらかじめこういうクロスをやったらどういう結果が出るかということも予想しておやりになると、結果がもっと生きてくるんじゃないかと。それから、世代ももちろんそうですし、もちろん男性・女性という違いもあるし、それから職業ですね。国籍も問題によってははっきり。ですから、そういうきめの細かい設問を、これもコンサル会社に任せないで、人権文化推進課は御苦勞ですけども、お仕事の一部と思って、そして問題ごとに特定の部局と意見を交換しながら固められるというか。やっぱりいい結果を得ようと思ったら、準備に相当エネルギーかけないと。しかし、かければそれだけの結果は出ると思いますので、コンサル会社に任せておぎなりのという、それは申しわけないけど、克服する努力をしていただきたいと思います。

ほかに何か。もう時間は超過してるんですけど。もう3時半もちょっと過ぎましたけど。

ここは何時間までにやめんといかんというのがあるわけですか。

○事務局

部屋の時間は16時までです。

○安藤座長

そうするとまだもうちょっとあるわけですね。使い切らんなんことはないの。はい、どうぞ。

○栗本委員

せっかく座長が促してくださったので。先ほどから議論が出ていることともかかわるんですが、人権意識調査というふうに言っているの、私は啓発の立場なので、そういう立場からいくと、人権問題に関する認識調査ではないと思うんですよね。それで言うと、先ほど桑原委員とかもおっしゃられたような、いろんな労働者としての権利とか、自分がどんな権利を持っているかということに対する自覚とか、自分の人権が侵害されたとき、そういう自分が差別するかもしれない、加害者サイドではなくて、例えばあなたがセクハラに遭ったとき、それを訴えられますかみたいなことであったりとか、そういうふうな観点の質問もあつたらいいかなと思うんです。私自身は研修とかやるときに、世界人権宣言の30項目というのを1条ごと、高校生向けとかにわかりやすいキャッチフレーズになったものを表にして、今の社会でこれが守られていると思いますかというチェックをやってもらうんですね。ディスカッションしてもらう。そのときに想定している今の社会というのが、世界と考える人もいますし、身近な社会と考える人もいます。その上で、あなたのこの権利は守られていると思いますかというふうにお尋ねをするわけですね。例えば、不当逮捕、逮捕にかかわるような権利というのは守られているというか、ようわからんなというんですけど、この間だったら、去年の秋からネット上の誤認逮捕（パソコン遠隔操作事件）があつて、自白までさせられてしまった事件とか、最近だったら、痴漢冤罪とか皆さん関心をお持ちなので、そういうのを見ると、いざというとき自分の権利は守られるんやろうか、そういえば確かに不安やなとかというので、自分が権利主体であるというふうな観点から、世界人権宣言みたいなちょっと市民の方にとっては雲の上みたいに思いがちなものも引きつけて考えてもらったりすることもできるので、何かそういうせっかくいろいろとあるような人権規範とか人権に関する具体的理念とかというふうなものも活用して、何か調査というのを、もちろん今後の施策の基礎データを集めるということと同時に、せっかく3000人もの人に協力してもらうわけですから、それ自体が一つの啓発にもなっていくような設問設計というのが工夫できると。何か問題についても知識を問うとか、何か大浦委員がおっしゃったような模範解答のテストをされているような気分ではなくて、「ああ、そうか。こんな権利があるんや。こういうときにこうしてもええねんな」。今の設問でも、人権擁護に関する制度の認知とか、相談救済に関する取組とかというのはそういう効果を持つてくれると思うので、そもそもの人権全般に関してもそういうメッセージが伝えられるようなことが今回1の項目が結構手を加えられるようなので、そういった理念なんかも盛り込んだ

要素になるといいのかなというふうに思いました。

○安藤座長

ありがとうございます。

重野委員，何かございましたら。

○重野委員

皆さんがすでに言われたので，外国人に関するところを拝見して申し上げますが，やはり今問題になっている項目をなるべくとり込んでいただいたほうがいいかなと思うんですね。経年で同じ項目を比較して見られるのも必要だと思うんですが，新たな問題も起きています。皆さんの今日の計画の中でも，課題意識があって計画を立案されていると思うんですが，その計画の課題とここの質問の項目がちょっとマッチしていないような気がしました。今、市として捉えられている外国人，それ以外の分野の問題も然りですが，その時々課題意識をこの設問の中に入れ込んでほしいなと思います。例えば外国人で言いますと，子どもの教育問題だったり，医療問題だったり，そういった項目が入っていないので，そうした項目も聞いていただきたいと思います。

○安藤座長

ありがとうございます。

ほか，御質問でも指摘でも結構ですので。市の方からむしろ何か。そういうけど，こういう難しさがあるとか。

○栗本委員

今回ちょっと間が空いたのには理由があるんですか。ずっと5年置きだったのに。

○安藤座長

うん，前と今回と。

○島崎課長（人権文化）

22年が5年目になってたんですけど。前回逆に5年目でやったことによって，人権文化推進計画をつくってしまった後の調査になってしまったんですけども，今回は策定前にということで，少し5年を超えた設定になりましたけども，そのように考えております。

○安藤座長

ねらいがあるわけだから，それに対するできるだけでこぼこのない答えが見えるような設問ですね。

それじゃ，これについても，また後で思いつかれましたら，それぞれ事務局の方へお申し出いただきたいと思います。

それじゃ，とりあえずマイクをお返しします。

○吉川部長

安藤先生，ありがとうございました。本日は，多くの委員からいろいろなお声をいただきました。議題1の人権文化推進計画25年度事業計画につきましては，障害のある方，表記の問題であったり，性の多様性，また外国人の問題，また議題2の意識調査におきまし

ては、単に知識を問うような設問にするのではなく、逆効果が生まれるようなことにならないように、またこのアンケート調査が今後の人権啓発につながるようなアンケート調査になるような、そういう貴重な御意見をいただきましたし、今後の人権行政の方向性が見えるような形でのアンケート調査にしていきたいなというふうに思いますし、この意見を十分踏まえまして、今後の事業に活かしていきたいないうふうに考えておるところでございます。

それでは、本日の人権文化推進懇話会につきましては、これで終了させていただきます。お忙しい中、本当にありがとうございました。